

○議長（茅沼隆文）

日程第16 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、読み上げさせていただきます。

報告第8号 専決処分の報告について。損害賠償の額を定めることについて。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成27年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをご覧ください。専決処分書、町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成27年8月19日、開成町長、府川裕一。

町は交通事故により、物件に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金5万7,436円、2、損害賠償の相手方、神奈川県足柄上郡山北町岸●●●番地●●、●●●●●ということで、相手方の氏名が入ります。

本事故の概要でございますが、参考にも記載してございますけれども、平成27年7月13日午前9時10分ごろ、開成町金井島108番地付近のT字路、具体的には次のページに地図がございますが、怒田開成小田原線から金井島公民館に入る地点でございますけれども、町職員、当課職員でございますが、運転する公用車が右折をし、公民館側に入ろうとしたところ、後続車が追い越そうとして、公用車の右側前方側面と相手方車両の左側前方側面が接触したものでございます。わかりにくくて大変申しわけないのですが、写真を添付してございます。ミラー、あるいはヘッドライト等の破損となっております。

直ちに警察立ち会いのもと、事故処理を行ったところでございますが、幸いなことに、人身事故とはならず、物損のみで済んだところでございます。

その後、判例等に基づきまして、過失割合10対90、当方が10でございますが、それで示談が成立しまして、損害賠償の額が確定したため、専決処分を行ったものでございます。

ご説明は以上となります。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了いたします